

令和7年度

静岡県家庭教育支援条例に基づく
施策の実施状況

令和8年6月
静岡県

目 次

令和7年度 家庭教育を支援するための施策の一覧	・ ・ ・	1
1 親としての学びの支援(第10条)	・ ・ ・	2
2 親になるための学びの支援(第11条)	・ ・ ・	4
3 家庭教育の支援活動に対する支援(第12条)	・ ・ ・	5
4 学び合い、支え合う環境の整備等(第13条)	・ ・ ・	6
5 人材養成等(第14条)	・ ・ ・	7
6 相談体制の整備・充実等(第15条)	・ ・ ・	9
7 県民の理解の増進等(第16条)	・ ・ ・	10
8 その他、家庭教育支援に係る施策	・ ・ ・	11
(参考) 静岡県家庭教育支援条例	・ ・ ・	12

この「静岡県家庭教育支援条例に基づく施策の実施状況」は、静岡県家庭教育支援条例第18条の規定に基づくものである。

なお、施策の取りまとめに当たっては、同条例第10条から第16条に示された7つの分野に分けて整理した。

静岡県家庭教育支援条例（抄）

（年次報告）

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

令和7年度 家庭教育を支援するための施策の一覧(建制順)

1 親としての学びの支援(第10条) . . . P.2

	事業名等	担当課等
1-1	人づくり推進事業	総合教育課
1-2	ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業	こども未来課
1-3	幼児教育支援充実事業	こども未来課
1-4	家庭教育支援事業	社会教育課

2 親になるための学びの支援(第11条) . . . P.4

	事業名等	担当課等
2-1	思春期の健康支援対策事業	こども未来課
2-2	家庭教育支援事業(再掲)	社会教育課

3 家庭教育の支援活動に対する支援(第12条) . . . P.5

	事業名等	担当課等
3-1	男女共同参画推進事業	男女共同参画課
3-2	家庭教育支援事業(再掲)	社会教育課

4 学び合い、支え合う環境の整備等(第13条) . . . P.6

	事業名等	担当課等
4-1	ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業(再掲)	こども未来課
4-2	家庭教育支援事業(再掲)	社会教育課

5 人材養成等(第14条) . . . P.7

	事業名等	担当課等
5-1	子育て未来マイスター研修事業	こども未来課
5-2	放課後児童支援員等資質向上研修事業	こども未来課
5-3	家庭教育支援事業(再掲)	社会教育課

6 相談体制の整備・充実等(第15条) . . . P.9

	事業名等	担当課等
6-1	利用者支援事業	こども未来課
6-2	家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)等事業	こども家庭課
6-3	児童相談所活動推進	こども家庭課
6-4	児童家庭支援センター運営費助成	こども家庭課

7 県民の理解の増進等(第16条) . . . P.10

	事業名等	担当課等
7-1	家庭教育支援事業(再掲)	社会教育課

8 その他、家庭教育支援に係る施策 . . . P.11

	事業名等	担当課等
8-1	私立幼稚園子育て支援事業費助成	私学振興課
8-2	地域子育て支援拠点事業	こども未来課

1 親としての学びの支援(第10条)

親としての学びを支援する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図るための事業

1-1	事業名	人づくり推進事業(人づくり推進事業費)				
	趣旨	人づくり推進員による家庭や地域における子育てや人づくりへの助言等を通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動の促進を図り、本県の人づくりを推進する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域住民を対象にした「人づくり地域懇談会」を年間299回実施し、24,366人が参加した。 ・人づくり推進員の資質向上と連携促進を図るため、「人づくり推進員全体研修会」を開催(参加者26人)するとともに、社会教育課が行う家庭教育支援員等を対象とした研修会である「家庭教育支援フォローアップ研修会」と合同で、「人づくり推進員地区別情報交換会」を開催(人づくり推進員参加者22人)した。 ・家庭や地域での優れた人づくり実践の紹介を中心とした「人づくりニュースレター」を作成し、県ホームページで公開した。 ・「静岡県の人づくり」を紹介する県ホームページを案内する「人づくりカード」を作成し、地域懇談会等で配布することで取組への理解促進を図った。 				
R7最終予算額	5,393千円	部局名	企画部	課名	総合教育課	

1-2	事業名	ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業(しずおかふじさんっこ推進事業費)				
	趣旨	県内の子育て支援情報を一元的に発信する子育て支援ポータルサイトにより、子育て家庭に有用な情報を発信することで、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。 また、市町、民間団体等が実施している多様な子育て支援の取組を発信し、子育て支援活動に取り組む者の意欲の高揚とこれらの取組への県民の参加促進を進め、県内における子育て支援活動の好循環を創出する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」の管理・運営を行った。 ・主に新着情報ページにて、子育て支援に関する県の取組を積極的に発信し、市町や民間団体等の子育て支援活動の情報などを掲載した。 				
R7最終予算額	2,812千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課	

1-3	事業名	幼児教育支援充実事業(幼児教育支援充実事業費)				
	趣旨	幼児教育・保育関係者や保護者に対して、必要な支援や情報発信を行い、幼児期の教育・保育、子育ての充実を図る。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育への理解を図るための県民向けのリーフレットや子育てに関するQ&Aなどをホームページに掲載した。 ・幼児教育に携わる全ての保育者を対象に希望研修を実施した。 ・中堅教諭等を対象として、家庭教育の在り方について研修を行った。 				
	R7最終予算額	6,060千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課

1-4	事業名	家庭教育支援事業(家庭教育支援事業費)				
	趣旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	<p>(家庭教育支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援基礎講座を開催し、家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育支援の方法について理解を図り、各地域において県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」等を使った保護者が学び合う家庭教育講座の開催を促進した。(参加者45人) ・人づくり推進員との合同研修会「家庭教育支援フォローアップ研修」を総合教育課と共同で開催し、家庭教育支援員の資質の向上と各支援者同士の連携促進を図った。(参加者96人) ・学習方法改善委員会を年3回開催し「お父さんの子育て手帳」の改訂作業を進めた。 ・様々なルーツを持つ保護者も参加できる家庭教育支援活動の実現に向けて、コミュニティの多い市町にヒアリングや意見交換を行った。 ・オンラインを活用した企業内家庭教育講座を開催し、仕事を持つ保護者に家庭教育に関する学習機会を提供した。(3回13社108名) <p>(有害情報環境対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者等を対象に小中学校ネット安全・安心講座を実施した。(R6年度247校 R7年度実績は集計中) ・ネット安全・安心協議会の監修を受け、家庭で話し合いスマホルールを作る際に使用できる「家族で話そう！わが家のスマホルール」ワークシートを改訂し、電子配布によりすべての小中学生保護者への啓発を行った。 ・ワークシートと合わせ、ネットやスマホ、SNSの利用に潜む危険について紹介しフィルタリング活用などを啓発する保護者への資料を配布した。 ・スマホルールアドバイザーを143人養成(リスト登録者:128人)し、小中学校保護者会等でSNSをはじめとしたネットトラブル事例等を紹介し、スマホを安全に賢く使うためのルールづくりの啓発を図った。(R6年度13,370人 R7年度実績は集計中) ・スマホ利用の低年齢化に対応するため、乳幼児保護者向けに安全な使い方を啓発する「知っておきたい！こどもとスマホの上手なつきあいかた」チラシを作成し、配布した。 				
	R7最終予算額	3,077千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課

2 親になるための学びの支援(第11条)

子どもが親になるための学びに関する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図るための事業

2-1	事業名	思春期の健康支援対策事業(思春期健康支援対策事業費)				
	趣旨	学校以外の場においても、性や健康に関する悩みや相談に対応するため、教育委員会やNPO法人と協働し、助産師や保健師、若者と同世代のピアカウンセラーによる相談窓口を設置する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 思春期健康相談室「ピアーズ ポケット」 ・設置先 沼津産業ビル1階 ・運営委託 NPO法人リプロダクティブヘルス研究会 ・相談日 水曜日 :13時から17時 土・日曜日 :10時から17時 (令和7年度稼働日数:153日) ・相談方法 電話、メール、来所による相談 (令和7年度実績:電話 3,133件、メール 22件、面接 13件 計 3,168件) 				
R7最終予算額	7,456千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課	

2-2	事業名	家庭教育支援事業(家庭教育支援事業費)(再掲)				
	趣旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回学習方法改善委員会を開催し「お父さんの子育て手帳」の改訂作業を進めた。 ・様々なルーツを持つ保護者も参加できる家庭教育支援活動の実現に向けて、コミュニティの多い市町にヒアリングや意見交換を行った。 ・若い社員を含めた企業内家庭教育講座をオンラインを活用して実施した。(3回13社108名) 				
R7最終予算額	3,077千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課	

3 家庭教育の支援活動に対する支援(第12条)

関係者(市町、学校、地域住民、地域活動団体、事業者等)が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援する事業

3-1	事業名	男女共同参画推進事業(男女共同参画推進事業費)				
	趣旨	第3次男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画に係る県民意識調査等の調査結果の公表や本県の施策の進捗状況の情報提供を行うことで、家庭における男女共同参画に関する教育を支援する。				
	実施状況	・「静岡県男女共同参画白書」を発行し、各市町や地域団体に提供して、現状把握、施策や活動方針決定の基礎資料とするのはもとより、県ホームページに掲載し広く県民と情報共有を図る手段として活用した。				
R7最終予算額	88千円	部局名	くらし・環境部	課名	男女共同参画課	

3-2	事業名	家庭教育支援事業(家庭教育支援事業費)(再掲)				
	趣旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援基礎講座を開催し、家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育支援の方法について理解を図り、各地域において県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」等を使った保護者が学び合う家庭教育講座の開催を促進した。(参加者45人) ・人づくり推進員との合同研修会「家庭教育支援フォローアップ研修」を総合教育課と共同で開催し、家庭教育支援員の資質の向上と各支援者同士の連携促進を図った。(参加者96人) ・市町の家庭教育支援行政担当者会(参加者25市町30人)や要望に応じた相談・助言・情報提供を行い、家庭教育支援チームによる、地域の特性に応じた家庭教育支援活動を促進した。 ・働く親を支援するため、企業内家庭教育講座を実施した。(3回13社108名) 				
R7最終予算額	3,077千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課	

4 学び合い、支え合う環境の整備等(第13条)

多様な世代の県民が参加できるように配慮したうえで、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図る事業

4-1	事業名	ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業(しずおかふじさんっこ推進事業費)(再掲)				
	趣旨	県内の子育て支援情報を一元的に発信する子育て支援ポータルサイトにより、子育て家庭に有用な情報を発信することで、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。 また、市町、民間団体等が実施している多様な子育て支援の取組を発信し、子育て支援活動に取り組む者の意欲の高揚とこれらの取組への県民の参加促進を進め、県内における子育て支援活動の好循環を創出する。				
	実施状況	・子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」の管理・運営を行った。 ・主に新着情報ページにて、子育て支援に関する県の取組を積極的に発信し、市町や民間団体等の子育て支援活動の情報などを掲載した。				
	R7最終予算額	2,812千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課

4-2	事業名	家庭教育支援事業(家庭教育支援事業費)(再掲)				
	趣旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	・家庭教育支援基礎講座を開催し、家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育支援方法について理解を図り、各地域において県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」等を使った保護者が学び合う家庭教育講座の開催を促進した。(参加者45人) ・人づくり推進員との合同研修会「家庭教育支援フォローアップ研修」を総合教育課と共同で開催し、家庭教育支援員の資質の向上と各支援者同士の連携促進を図った。(参加者96人) ・市町の家庭教育支援行政担当者会(参加者25市町30人)や要望に応じた相談・助言・情報提供を行い、家庭教育支援チームによる、地域の特性に応じた家庭教育支援活動を促進した。 ・働く親を支援するため、企業内家庭教育講座を実施した。(3回13社108名)				
	R7最終予算額	3,077千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課

5 人材養成等(第14条)

家庭教育支援の支援を行う人材の養成、資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、広める事業

5-1	事業名	子育て未来マイスター研修事業(しずおかふじさんっこ推進事業費)				
	趣旨	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩み等を相談できる「地域子育て支援拠点」で働く職員の質の向上を図る。 児童館長及び児童厚生員など、地域の子育て支援に従事する職員の専門性や資質の向上並びに地域の子育て支援に理解を深め、事業及び施設間の連携を図る。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て未来マイスター研修を開催、研修を修了した46人を新たに子育て未来マイスターに認定した。 ・子育て未来マイスターや児童館長及び児童厚生員などを対象に「子育て支援関係職員向け研修」を実施し、地域の子育て支援に理解を深め、職員の専門性や資質の向上を図るとともに、事業及び施設間の連携を図った。(参加者延べ199人) 				
R7最終予算額	683千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課	

5-2	事業名	放課後児童支援員等資質向上研修事業(放課後児童支援員等資質向上研修事業費)				
	趣旨	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)従事者の資質を向上するための研修を実施することにより、子どもが放課後を安心して生活できる場の整備を促進する。				
	実施状況	<p><放課後児童支援員認定資格研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員として従事するために必要な認定資格研修を実施した。職務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を深めた。 ・県内3会場(東部、中部、西部)で実施した。(修了者524人) <p><放課後児童支援員等資質向上研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴講研修を県内3会場(東部、中部、西部)で実施した。(参加者234人) ・発達障害等が疑われる子への対応について、課題を抱える放課後児童クラブに専門的知識を有するアドバイザーを派遣し、具体的な指導・助言を行う実地研修を実施した。(県内28クラブ、参加者288人) 				
R7最終予算額	6,074千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課	

5-3	事業名	家庭教育支援事業(家庭教育支援事業費)(再掲)				
	趣 旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援基礎講座を開催し、家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育支援方法について理解を図り、各地域において県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」等を使った保護者が学び合う家庭教育講座の開催を促進した。(参加者45人) ・人づくり推進員との合同研修会「家庭教育支援フォローアップ研修」を総合教育課と共同で開催し、家庭教育支援員の資質の向上と各支援者同士の連携促進を図った。(参加者96人) ・小中学校保護者会等でスマホルールづくりについて周知・啓発を行なうスマホルールアドバイザーを143人養成(リスト登録者:128人)した。 ・スマホルールアドバイザーの学習機会の確保、アドバイザー同士の情報交換を目的とした交流会を実施した。 ・市町の家庭教育支援行政担当者会を開催し、事例発表や情報交換を行うことにより、取組の促進を図った。(参加者25市町30人) 				
	R7最終予算額	3,077千円	部局名	教育委員会	課 名	社会教育課

6 相談体制の整備・充実等(第15条)

家庭教育、子育てに悩む人たちのために、相談体制を充実させ、相談窓口の情報等を広く知らせる事業

6-1	事業名	利用者支援事業(保育対策等促進事業費助成)				
	趣旨	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業を行う市町に対し、補助金の交付を行った。 ・主に地域にある子育て支援センター等において、子育て支援全般に係る相談に応じるほか、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源を開発した。(基本型)(16市町46か所) ・主に市町窓口において子育て家庭のニーズと施設の利用を適切に結びつけ利用調整を実施した。(特定型)(8市町10か所) 				
R7最終予算額	164,800千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課	

6-2	事業名	家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)等事業(児童相談所等活動推進費)				
	趣旨	子どもや保護者等からの電話による相談に対し、専門的な指導助言を行うとともに、家庭支援推進に必要な関係機関との連絡調整等を行うなど、総合的な相談支援体制の確立を図る。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中央児童相談所に電話相談キーステーションを設置し、県全域の子どもや保護者等からの様々な家庭での悩み等について、電話相談員による相談援助を実施した。 				
R7最終予算額	20,267千円	部局名	健康福祉部	課名	こども家庭課	

6-3	事業名	児童相談所活動推進(児童相談所等活動推進費)				
	趣旨	県が設置する5か所の児童相談所において、児童の福祉に関する各種相談援助活動を実施する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂・東部・富士・中央・西部の5児童相談所において、児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識・技術が必要なものについて対応した。 ・被虐待児の安全確保を第一に、関係機関と連携して一時保護や施設入所・里親委託等の措置を行うほか、一義的に相談対応する市町への支援等を実施した。 				
R7最終予算額	22,429千円	部局名	健康福祉部	課名	こども家庭課	

6-4	事業名	児童家庭支援センター運営費助成				
	趣旨	地域における相談機関として、児童相談所や市町と連携しながら、子どもや保護者等に対する地域に密着したきめ細やかな相談援助を行う児童家庭支援センターの運営費を助成する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県所管の4か所(三島市、富士市、焼津市、袋井市)の児童家庭支援センターの運営費を助成した。 ・4か所のセンターで相談対応を実施した。 				
R7最終予算額	82,700千円	部局名	健康福祉部	課名	こども家庭課	

7 県民の理解の増進等(第16条)

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析、提供を行うための事業

7-1	事業名	家庭教育支援事業(家庭教育支援事業費)(再掲)				
	趣旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	<p>(家庭教育支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「つながるネット」を通じて、「つながるシート」や「親子つながるシート」の紹介や活用方法、静岡県家庭教育応援企業の紹介など、家庭教育支援に関する情報を提供した。 <p>(有害情報環境対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者等を対象に小中学校ネット安全・安心講座を実施した。 ・ネット安全・安心協議会の監修を受け、家庭で話し合いスマホルールを作る際に使用できる「家族で話そう！わが家のスマホルール」ワークシートを改訂し、電子配布によりすべての小中学生保護者への啓発を行った。 ・ワークシートと合わせ、ネットやスマホ、SNSの利用に潜む危険について紹介しフィルタリング活用などを啓発する保護者への資料を配布した。 ・スマホルールアドバイザーを143人養成(リスト登録者:128人)し、小中学校保護者会等でSNSをはじめとしたネットトラブル事例等を紹介し、スマホを安全に賢く使うためのルールづくりの啓発を図った。(R6年度13,370人 R7年度実績は集計中) ・スマホ利用の低年齢化に対応するため、乳幼児保護者向けに安全な使い方を啓発する「知っておきたい！こどもとスマホの上手なつきあいかた」チラシを作成し、配布した。 				
R7最終予算額	3,077千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課	

8 その他、家庭教育支援に係る施策

8-1	事業名	私立幼稚園子育て支援事業費助成				
	趣旨	私立幼稚園が実施する子育て支援事業に対して助成し、地域における子育て支援機能を強化する。				
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援推進事業(園庭開放等)については6園、預かり保育事業については15園に助成した。 ・(公社)静岡県私立幼稚園振興協会が行う子育て相談、情報提供事業及び臨床心理士によるカウンセリング事業に対し助成した。(幼児教育センター事業) 				
	R7最終予算額	46,300千円	部局名	健康福祉部	課名	私学振興課

8-2	事業名	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援拠点事業費)				
	趣旨	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、支援の実施、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。				
	実施状況	・事業を行った34市町に対して交付金の交付を行った。				
	R7最終予算額	707,718千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課

(参考)

○静岡県家庭教育支援条例

平成 26 年 10 月 28 日

条例第 80 号

静岡県家庭教育支援条例をここに公布する。

静岡県家庭教育支援条例

家庭は、子どもの心のよりどころとなる場所であるとともに、全ての教育の出発点であります。

家庭教育は、教育の原点であり、保護者と子どもの愛情によるきずなのもとに、家庭での団らんや共同体験を通じて行われてきました。特に乳幼児期から思春期にかけての家庭教育は、社会との関わり方や人生観など、人間形成に大きな影響を与えることから、保護者の役割は極めて重要であると言えます。

東西に広い静岡県では、それぞれの地域で特徴のある伝統・文化・習慣を後世に伝えながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきました。

しかしながら近年では、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、様々な問題を抱える家庭が増えています。

本県は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「有徳の人」の育成に向けて、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身に付けられるよう、保護者はもとより社会全体で家庭教育の充実に取り組んできましたが、こうした家庭と社会の変化を踏まえ、より一層の支援をしていくことが求められています。私たちは家庭教育の意義を見つめ直し、家庭教育に対する各家庭の責任を改めて認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政等社会全体が、家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、一体となって家庭教育を支援する必要があります。

ここに、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に果たす役割の重要性に鑑み、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)が子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね 18 歳以下の者をいう。

- 3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- 4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育関係団体、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

(一部改正〔平成 27 年条例 26 号〕)

(基本理念)

第 3 条 家庭教育への支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第 1 項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、様々な家庭状況に配慮するものとする。

(市町への支援)

第 5 条 県は、市町が家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の責任と役割)

第 6 条 保護者は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 10 条第 1 項の規定の趣旨にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

2 保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るよう努めるとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第 7 条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることにより、家庭教育の支援に努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

- 第 8 条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。
- 2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。
- 3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第 9 条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。
- 2 事業者は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びの支援)

- 第 10 条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。
- 2 県は、市町、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

- 第 11 条 県は、親になるための学び(将来親になるために必要となる保護者の役割、子育ての意義等について学ぶことをいう。次項において同じ。)に関する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。
- 2 県は、学校等、地域活動団体その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(家庭教育の支援活動に対する支援)

- 第 12 条 県は、家庭教育の支援を行う関係者が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援するものとする。

(学び合い、支え合う環境の整備等)

- 第 13 条 県は、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図るものとする。
- 2 県は、前項に規定する環境の整備に当たっては、子育て経験のある県民等多様な世代の県民の参加が図られるよう配慮するものとする。

(人材養成等)

- 第 14 条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、それを広めるものとする。

(相談体制の整備・充実等)

第 15 条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を行うものとする。

(県民の理解の増進等)

第 16 条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるよう必要な施策を行うものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 18 条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 26 号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。